

第8次大阪府医療計画における 大阪市二次医療圏の在宅医療体制について

大阪市健康局健康推進部健康施策課

内容

- ① 在宅医療における主な改正ポイント
- ② 在宅医療に必要な連携を担う拠点
- ③ 在宅医療における積極的役割を担う医療機関
- ④ スケジュール

① 在宅医療における主な改正ポイント

在宅医療における主な改正ポイント

在宅医療の提供体制

今後、見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備

- ◆ 在宅医療提供体制を構築するに当たり、**圏域を設定**
- ◆ 在宅医療に必要な**連携を担う拠点**を医療計画に位置付け
- ◆ 在宅医療において**積極的役割を担う医療機関**を医療計画に位置付け

第8次大阪府医療計画（案）

- 在宅医療の圏域は「**二次医療圏単位**」として整備
- 取組みについては**連携の拠点**を中心とした地域で推進
- **連携の拠点及び積極的医療機関**を在宅医療の圏域内に少なくとも1つは設定

①在宅医療の圏域（二次医療圏）

地域の急変時の対応体制や医療と介護の連携体制の構築等、在宅医療の体制整備

- ・医療計画の取りまとめ
- ・介護保険事業計画等、他の計画との整合性を図る
- ・在宅医療懇話会（医療と介護の協議の場を含む）の事務局 等

想定

保健所

想定

病院、診療所、訪問看護事業所、
地区医師会等関係団体、保健所、市町村等

「連携の拠点」及び「積極的医療機関」や
市町村との調整は、所管する保健所が実施

②在宅医療の連携の拠点

（例）市町村、保健所、地区医師会（診療所・病院）単位等

②在宅医療の連携の拠点

（例）市町村、保健所
地区医師会（診療所・病院）単位等

※要件

1. 医療、介護、福祉関係者による会議の開催
（例）市町村主催の地域ケア会議、医師会等の地域医療関係団体が開催する会議 等
2. 医療、介護、福祉サービスの所在地や機能等を把握し、退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
（例）医療・介護等関係機関の調整 等
3. 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
（例）多職種（医師・歯科医師・薬剤師・看護師など）による体制づくり（チーム医療、グループ診療等）、ICTを活用した情報連携 等
4. 人材育成（例）医療従事者等への研修 等
5. 地域住民への普及啓発（例）ACP含む在宅医療に関する普及啓発 等

想定

機能強化型在宅療養支援診療所及び
機能強化型在宅療養支援病院等

③積極的役割を担う
医療機関

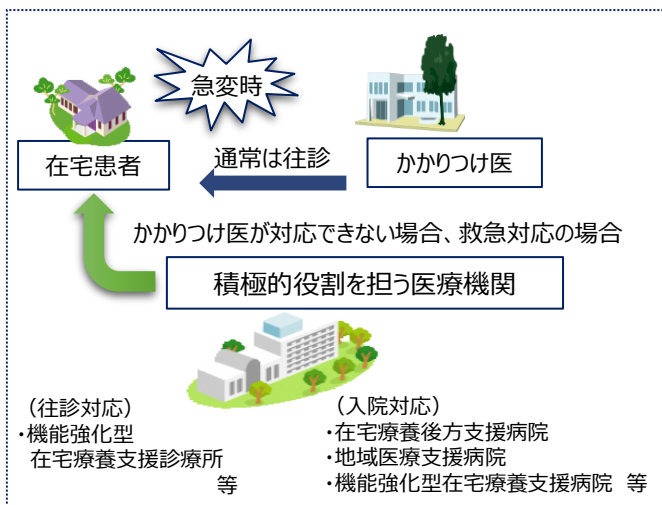
③積極的役割を担う
医療機関

③積極的役割を担う
医療機関

※要件

1. 入院機能を有する医療機関は、患者の急変時に受け入れ
2. 夜間や医師不在時（特に1人医師が開業している診療所）、患者の急変時等に診療を支援
（例）かかりつけ医の代わりに往診、他機関への紹介や患者受入等を行う
3. 在宅療養に移行する患者に必要な医療・介護、福祉サービスが確保できるよう関係機関に働きかけ
（例）地域ケア会議での関係づくり・働きかけ、退院時カンファレンスの実施 等
4. 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会の確保
（例）自院や関係機関の医療従事者等への研修の機会の確保に努める（努力規定）
5. 災害時における適切な医療提供のための計画策定と他の医療機関における計画策定の支援
（例）自院でのBCP策定及び他の医療機関への策定内容の共有 等
6. 地域包括支援センター等との協働で、サービスの適切な紹介や、地域住民への在宅医療に関する情報提供
（例）地域包括支援センター、在宅医療・介護連携コーディネーター等との連携、ACP含む在宅医療に関する普及啓発 等

積極的役割を担う医療機関イメージ



※ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」令和5年3月31日付け医政地発0331第14号
厚生労働省医政局地域医療計画課長通知を基に作成

② 在宅医療に必要な連携を担う拠点
(以下「連携の拠点」という)

連携の拠点への位置づけの方針

国の方針

- ・ 地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを連携の拠点として医療計画に位置付ける
- ・ 市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要
【第8次医療計画策定に関する国の指針】

大阪府の方針

- ・ 在宅医療の圏域は「二次医療圏単位」とし、二次医療圏内に「連携の拠点」を中心とした地域を設定し取組を推進する。
- ・ 市町村が実施する「在宅医療・介護連携事業」の実施主体が行う業務との棲み分けを明確にする。
- ・ 「在宅医療・介護連携推進事業」の実施主体と「連携の拠点」を同一とする場合は、追加の実施事業を明確にすること。また、同一としない場合は連携方法を検討すること。

大阪市の方針

大阪府の方針に則り

- ・ 「在宅医療・介護連携推進事業」の事業主体である『健康局＋区役所』を「連携の拠点」とする。
- ・ 「在宅医療・介護連携推進事業」の実施主体である『在宅医療・介護連携相談支援室』についても「連携の拠点」と位置づけ、既存業務と追加の実施事業を明確にする。

大阪市における現状の取組み体制 在宅医療・介護連携推進事業（介護保険事業）

区役所 を中心に事業実施

- ア 地域の医療・介護の資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- カ 医療・介護関係者の研修
- キ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護連携相談支援室 を中心に事業実施 (地区医師会等に委託)

- ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

連携



を繰り返し
ながら

健康局 を中心に検討

- ク 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携総合事業など他の地域支援事業との連携 等

連携の拠点のイメージ ～大阪市の取組み体制～

現行体制

区役所
を中心に事業実施

ア 地域の医療・介護の資源の把握

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

カ 医療・介護関係者の研修

キ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護連携相談支援室を中心に事業実施
(地区医師会等に委託)

ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

エ 医療・介護関係者の情報共有の支援

オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

健康局
を中心に検討

ク 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携・総合事業など他の地域支援事業との連携等

新たな体制

健康局

区役所

① 医療、介護、福祉関係者による会議の開催

ク 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携・総合事業など他の地域支援事業との連携

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

② 医療、介護、福祉サービスの所在地や機能等を把握し、退院時から看取りまでの医療を提供するための調整

ア 地域の医療・介護の資源の把握

⑤ 地域住民への普及啓発

キ 地域住民への普及啓発

④ 人材育成

カ 医療・介護関係者の研修

相談支援室
を中心に事業実施

③ 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進

ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

エ 医療・介護関係者の情報共有の支援

オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ③ 在宅医療における積極的役割を担う医療機関
(以下「積極的医療機関」という)

積極的医療機関への位置づけの方針

国の方針

在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置付けることが想定される。

【第8次医療計画策定に関する国の指針】

大阪府の方針

- ・「連携の拠点」の地域設定にあたっては、必ず1つ以上の「積極的医療機関」を含む。
- ・「積極的医療機関」の設定にあたっては、機能強化型の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院を第一候補とする。

大阪市の方針

- ・大阪府の方針に則り、機能強化型の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院のうち、「積極的医療機関」へ位置づけられることに同意した医療機関を候補とする。
- ・候補となった医療機関を含め、地域の実情に応じて、「積極的医療機関」に位置づける必要がある医療機関とする。

④ スケジュール

スケジュール

	連携の拠点	積極的医療機関
令和5年8月下旬	各種関係団体への説明	
令和5年9月		機能強化型在宅医療支援診療所・病院に対し、積極的医療機関への参画調査
令和5年10月～11月	区役所への説明	
令和5年10月～11月	地区医師会への説明	
令和5年11月17日	在宅医療懇話会において意見聴取	
令和6年1月～2月	保健医療協議会において協議	
令和6年3月	大阪府医療審議会在宅医療推進部会及び大阪府医療審議会に報告	
令和6年3月末	第8次大阪府医療計画策定	

(参考) 医療計画に位置付けた後、辞退を申し入れた法人・団体等の取扱いについて

- 保健医療協議会での協議を踏まえ、連携の拠点及び積極的医療機関をHPに掲載する。(変更等があった場合を含む)
- 法人・団体等が辞退を申し入れた場合、以下の取扱いとする。

大阪府保健医療企画課作成

<辞退を申し入れた場合の取扱い>

【法人・団体等からの辞退申し入れ連絡後の流れ】

<令和6年1月19日時点>

1. 連携の拠点

- ①保健所等は、辞退を申し入れた法人・団体等に対し、新たな連携の拠点が決定するまでの継続を打診
- ②①と並行して、保健所等は、他法人・団体等の調整を進める
- ③-1 <次回協議会まで継続できる場合>
 - ・新たな連携の拠点候補について、次回の保健医療協議会で協議（意見徴収）を行う
 - ・協議会での意見を踏まえ、本庁は翌月にリスト（大阪府ホームページ公表）を更新（医療計画への位置付け）
- ③-2 <次回協議会までの継続が困難な場合>
 - ・協議会事務局から協議会委員に対し、辞退を申し入れた法人・団体等及び新たな連携の拠点候補について意見照会（委員は、期限内に事務局に回答）
 - ・本庁は、翌月にリスト（大阪府ホームページ公表）を更新（医療計画への位置付け）
 - ・次回の保健医療協議会で連携の拠点到変更があった旨を報告

2. 積極的医療機関

- ①協議会事務局は、保健医療協議会会長に辞退があった旨を報告
 - ②本庁は、翌月にリスト（大阪府ホームページ公表）から削除
 - ③次回の保健医療協議会で報告
- <積極的医療機関が0となる地域がある場合>
- ・保健所等は、他積極的医療機関が見つかるまで継続を打診
 - ・並行して、保健所等は、他医療機関の調整を進める（次回の保健協議会で協議（意見徴収）を行う）